

## 「協働と知の創造：産学共同研究イニシアティブ」 (Business-Higher Education Forum 報告書)<sup>1</sup>の概要

### 産学共同研究に伴う諸問題を論じた報告書（2001年6月11日）

近年の急速な科学技術の進歩は興奮に満ちた時代を切り開き、経済成長・発展の促進はもとより、長年にわたって人類を悩ませてきた諸問題や、国、国際社会、そして地球全体が直面する課題への取り組みにも解決の糸口を与えようとしている。アメリカでは、産学共同研究がこうした技術革新の牽引役を担ってきた。ところが産学共同研究に対するニーズ、その実施件数、そして重要性の高まりを背景にこのシステムに大きな関心が集まる中、研究本来の使命を損なう可能性を含めて、さまざまな問題点が浮き彫りにされてきている。

産業・高等教育フォーラム（Business-Higher Education Forum）は、こうした問題を詳しく論じた報告書、「協働と知の創造：産学共同研究イニシアティブ」（Working Together, Creating Knowledge: The University-Industry Research Collaboration Initiative）をこのほど発行した。このフォーラムは、米国教育協議会（American Council of Education: ACE）<sup>2</sup>と全米ビジネス同盟（National Alliance of Business: NAB）<sup>3</sup>が共同で設立した組織で、国内の企業、カレッジ、大学、博物館の最高責任者で構成されており、異業種間交流の推進、共通課題の研究、変革に向けた行動の検討を目標に掲げている。

この報告書は、同フォーラムの特別委員会が2年間にわたって実施した「産学共同研究に関する調査」を基にしたもので、フォーチュン100社のCEO、カレッジ及び大学の学長、知事、州議会議員、及び学界の代表的なメンバーに配付される。内容的には「知的財産権」、「間接費」、「利益相反」等がカバーされており、望ましい産学共同体制を構築・維持するためのヒントや、そのためになすべきことも盛り込まれている。

「共同研究の中には、深刻な事態が顕在化し、複雑な問題に対して関係者の不満が表面化したために、思うように研究成果が達成できていないものもある。」、「この報告書はこうした共同研究のあり方に伴う問題点を明らかにするとともに、バランスの取れた周到かつ有益な解決策を示して、共同研究の実施件数を増やし、その質的向上に資することを目的としている」と企業側の委員代表の Hank McKinnell<sup>4</sup>は語っている。

---

<sup>1</sup> ACE News（<http://www.acenet.edu/bookstore/index.cfm?pubID=230>）の要約。利益相反に関連した部分に下線を施した。

<sup>2</sup> ACEは、高等教育に関する諸問題や、質の高い高等教育プログラムの普及に取り組んでいる全米のカレッジ及び大学等からなる総合的な機関で、1800以上のカレッジ及び大学、高等教育関連の協会、組織、並びに企業が会員になっている。

<sup>3</sup> NABは、学生の学力向上と、職務遂行能力の強化を中心とした活動を行っている全米規模のビジネス団体で、会員数は5000にのぼり、フォーチュン500社、その最高経営責任者及び上級管理職、教育関係者、並びに企業主導の各種団体が含まれている。

<sup>4</sup> ファイザーの取締役会長兼CEOで、フォーラム特別委員会の共同委員長として今回の共同研究に関する調査にも参加。

一方、大学側の委員代表の Nil Hasselmo<sup>5</sup>は「この報告書が、産官学の間で対話を継続するための基礎及び枠組みとなることを願っている」、「バランスの取れた現実的な取組を進めて産学研究体制を確立し、共同研究を実施するためには、こうした対話が欠かせない」と述べている。

## パートナーシップ構築に関する問題点

この報告書では、大学の共同研究に伴う問題点として、以下の項目を論じている。

**知的財産権：**委託プロジェクトの一環として生じた知的財産権の帰属、価値、利用の問題は共同研究の交渉の場で最も紛糾しやすい。連邦政府から資金が出ている場合は大学側が所有権を取得することが多いが、それ以外の場合は、研究の産物である製品の開発、製造、利用に必要であるとの理由から、企業側が所有権を主張することもある。逆に大学側が所有権を要求する理由としては次ぎがあげられる。

- ・ 教員や卒業生が同分野の研究を継続できるようにする
- ・ 共同スポンサー契約の義務を遂行する
- ・ 商品化を行う
- ・ 連邦税法を遵守する
- ・ 当該技術を非独占的にライセンス供与する

**秘密保持：**学内の研究者が仲間と研究について議論し合ったり、研究成果を発表したりすることは、学術研究の要であるとともに、新たな科学的知見の創造に不可欠な行為であり、何人もこうした行為を制限すべきではない。一方、企業側からすれば、投資の対価を保護することは正当な行為であるだけでなく、株主に対する受託者責任でもある。

**間接費：**間接費<sup>6</sup>とは、研究者の給与や新規の材料費以外に、大学が研究に投じる費用を指す。最近の調査では、連邦政府の定めた間接費の70～90%しか回収できていない大学が大半を占めていることが明らかになっている。その一方で、一部の大学は、企業と学内研究者の双方から、請求額を連邦政府のレート以下に抑えるよう圧力を受けていると報告している。

**利益相反：**報告書では、産学協同から生じうる数々の「相反」を検証している。金銭的な利益相反（Financial Conflict of Interest）は、研究者が個人の利益を追求する余り、研究態度の偏りが疑われるような場合に生じる。責務相反（Conflict of Commitment）とは、学内研究者の正規の仕事を妨害するもの全てを指す<sup>7</sup>。大学レベルの利益相反（Institutional Conflict of Interest）、すなわち大学の使命における相反は、例えば大学が新規ベンチャー企業に投資したり、大学が保有する特許のロイヤリティーとして企業の株を取得した場合など、利害関係のある特定企業への偏重が疑われる場合に生じる。

<sup>5</sup> 全米大学協会の会長で、今回のフォーラムの特別委員会の共同委員長。

<sup>6</sup> 報告書では設備・管理費 = F&A 費：Facilities and Administrative Cost という表現が使われている。

<sup>7</sup> 就業規則と考えてもいい。

**バックグラウンド・ライト**：バックグラウンド・ライトとは、大学が提携先の企業に提供する「バックグラウンド的知的財産権」のライセンス権を指す。なお「バックグラウンド的知的財産権」とは、大学が、連邦政府など、別のスポンサーの資金を受けて開発した知的財産権のことをいう。企業側は十分なライセンス権を入手して委託研究の成果を商品化するため、自社の知的財産を拡充する必要上、こうした発明を使用する権利を要求することがある。

## 勧告内容の概要

**ある程度の規模で産学共同研究を行う場合は、当事者間で基本契約の締結を交渉することが望ましい**：大学側はまた、研究プロジェクト毎にモデル契約を作成して、契約条項が中小企業に不利益をもたらす内容にならないよう図るべきである。

**必要に応じて、当該企業、大学、及び研究者の間で守秘契約を締結すべきである**：企業と大学の双方が責任を持って秘密情報の保護に当たることが望まれる。知的財産権の保護を理由に情報の公開を遅らせる場合は、原則として 60～90 日を上限とする。なお情報公開の時期については十分な注意を払い、学問の自由を確保するとともに、公開が早すぎたために特許請求が無効になるような事態を未然に防がなければならない。

**間接費は大学が研究を行うための正当な費用**：原則として企業側は、大学に委託した研究に対し、少なくともその大学が連邦政府との間に決めた率で間接費を支払うべきである。

**共同研究の結果生じた知的財産権の帰属と管理は当事者間で決めるべき問題であるが、所有権は基本的には大学側に帰属すべきである**：両当事者は柔軟な姿勢で交渉に当たらなくてはならない。その際、企業側に研究の成果を商品化し、公共の利益に資する力があるか否かを考慮することが必要。また、大学側には、著作権に関する方針を改めて、特許と同じ条件でライセンス権を認めることが求められる。

**ライセンス供与をめぐる交渉は紛糾しがちであるため、共同研究の当事者は、共同研究の交渉中にこの問題を持ち出すことを避けるべきである**：共同研究の交渉においては、大学及びその研究者が研究の利益にあずかることができるよう図らなくてはならない。なお、免税公債で建設した建物内での委託研究や、免税公債で購入した機材を使う委託研究の場合は、連邦税法の下で商品化に一定の制約が課せられる。そのため、両当事者がロイヤリティーの料金や範囲を事前に定めることに合意した場合、大学側はこの点に留意することが必要。

**企業は、委託プロジェクトに対してバックグラウンド・ライトを請求する正当な理由を有し、注意義務 (Due Diligence) の一環として、大学側と協力して、紛争の生じる可能性を事前に突き止めることが求められるべきである**：一方大学側は、バックグラウンド・ライトの提供を断る正当な理由を有しているが、その提供に支障がなく、かつ実行可能な場合は、できるだけこの権利を供与するよう努めるべきである。また法的拘束力のある契約書に署名する場合、大学側は、事前に学内の研究者と慎重な検討を重ねた上で、契約上の義務の遂行が全て可能であることを確認しなければならない。

## 大学側に求められる最適な行動<sup>8</sup>

共同研究は、学内研究者自身の意欲と参加意識に裏付けられたものであるべきである：大学が学内研究者と協力して新たな連携先を探す場合は、当人の関心、大学が得意とする研究分野、及び企業側の研究機会を念頭に判断を下す必要がある。雇用条件、在職期間、昇進の扱いにおいても、産学共同研究に従事する学内研究者を正當に処遇しなければならない。

大学は、産学共同研究において学内研究者を支援する各種部門の作業を調整し、必要に応じて施設の共用を考慮すべきである：大学の学長は、産学共同研究を支持する態度を明らかにし、各種インセンティブを導入してチームワークと共同研究を促進しなければならない。

## 企業側に求められる最適な行動<sup>9</sup>

企業は、共同研究に積極的な社員に働きかけて、共通の重要研究課題を基準に連携すべき大学の候補を選定させるようにする：この場合、連携先の候補となる大学が社内の研究組織に簡単に連絡を取ることのできる体制を整えなくてはならない。また、このために、一元的にコーディネートを行う部門の設立を検討すべきである。

企業側は、可能であれば大学との共同研究を自社の製品・サービス開発プロセスに取り込むよう努力すべきである：このためには、このプロセスにビジネス部門を参加させ、共同研究をきちんと管理し、キーとなる社員の補充を見越すことが必要になる。また、できる限り、共同研究に学生の参加を促すことが望ましいであろう。必要な場合は企業の人事査定制度を見直して、内部及び外部の共同研究チーム設立を正當に評価すべきである。こうした成果をあげるためには、企業の指導的立場にいる者が長期的な視野に立った取組を継続することが必要。

---

<sup>8</sup> 大学の教員を産学連携や、研究成果の産業的利用のための活動に参加させるインセンティブは我が国で特に考慮しなければならない。インセンティブは利益相反のガイドラインの作成においても勘案すべきである。(抄訳者注)。

<sup>9</sup> 報告書が企業側の産学連携へのスタンスをにまで言及していることは画期的である。(抄訳者注)